

紀宝町地球温暖化対策実行計画

＜事務事業編＞



令和8年3月

紀 宝 町

◆目次

1. 背景
 - (1) 気候変動の影響
 - (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向
 - (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向
2. 基本的事項
 - (1) 目的
 - (2) 対象とする範囲
 - (3) 対象とする温室効果ガス
 - (4) 計画期間
 - (5) 上位計画及び関連計画との位置づけ
3. 温室効果ガスの排出状況
 - (1) 「温室効果ガス総排出量」
 - (2) 温室効果ガスの排出量の増減要因
 - (3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題
4. 温室効果ガスの排出削減目標
 - (1) 目標設定の考え方
 - (2) 温室効果ガスの削減目標
5. 目標達成に向けた取組
 - (1) 取組の基本方針
 - (2) 具体的な取組内容
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表
 - (1) 推進体制
 - (2) 点検・評価・見直し体制
 - (3) 進捗状況の公表

1. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間活動が大気、海洋、及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予想されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来、18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を想定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や回収時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施するといったこと等が位置付けられています。

2025年2月には、新たに地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。同計画においては、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、各目標の実現に向けた対策・施策を記載し、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割や、特に都道府県に期待される事項についても明記されています。

表1 地球温暖化対策計画における2030年度及び2040年度の温室効果ガス別その他の区分ごとの目標及びエネルギー起源二酸化炭素の部門別の排出量の目安

(単位：百万 t-CO₂)

	2013年度 実績	2030年度 (2013年度比)	2040年度 ³ (2013年度比)
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760 (▲46% ⁴)	380 (▲73%)
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	677 (▲45%)	約360~370 (▲70 ~71%)
産業部門	463	289 (▲38%)	約180~200 (▲57 ~61%)
業務その他部門	235	115 (▲51%)	約40~50 (▲79 ~83%)
家庭部門	209	71 (▲66%)	約40~60 (▲71~81%)
運輸部門	224	146 (▲35%)	約40~80 (▲64 ~82%)
エネルギー転換部門	106	56 (▲47%)	約10~20 (▲81~91%)
非エネルギー起源二酸化炭素	82.2	70.0 (▲15%)	約59 (▲29%)
メタン (CH ₄)	32.7	29.1 (▲11%)	約25 (▲25%)
一酸化二窒素 (N ₂ O)	19.9	16.5 (▲17%)	約14 (▲31%)
代替フロン等4ガス ⁶	37.2	20.9 (▲44%)	約11 (▲72%)
ハイドロフルオロカーボン (HFC _s)	30.3	13.7 (▲60%)	約6.9 (▲77%)
パーフルオロカーボン (PFC _s)	3.0	3.8 (+26%)	約1.9 (▲37%)
六ふつ化硫黄 (SF ₆)	2.3	3.0 (+27%)	約1.5 (▲35%)
三ふつ化窒素 (NF ₃)	1.5	0.4 (▲70%)	約0.2 (▲85%)
温室効果ガス吸収源	—	▲47.7	▲約84 ⁷
二国間クレジット制度 (JCM)	—	官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。	官民連携で2040年度までの累積で、2億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。

1 2013年度実績については、2024年4月に気候変動に関する国際連合枠組条約事務局に提出した温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）（2022年度）に従い、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）における数値から一部変更を行っている。

2 2030年度のエネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。

3 2040年度のエネルギー起源二酸化炭素及び各部門については、2040年度エネルギー需給見通しを作成する際に実施した複数のシナリオ分析に基づく2040年度の最終エネルギー消費量等を基に算出したもの。

4 さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

5 電気熱配分統計誤差を除く。そのため、各部門の実績の合計とエネルギー起源二酸化炭素の排出量は一致しない。

6 HFC_s、PFC_s、SF₆、NF₃の4種類の温室効果ガスについては、暦年値。

7 2040年度における吸収量は、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）第3章第2節3.（1）に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値。

出典：環境省（2025）「地球温暖化対策計画」関連資料1

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>>

2025年2月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標をこれまでの2030年度までに50%削減（2013年度比）に加え、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することも目標として新たに掲げられ、その目標達成に向け、引き続き太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2024年12月末時点においては、1,127地方公共団体と加速度的に増加しています。

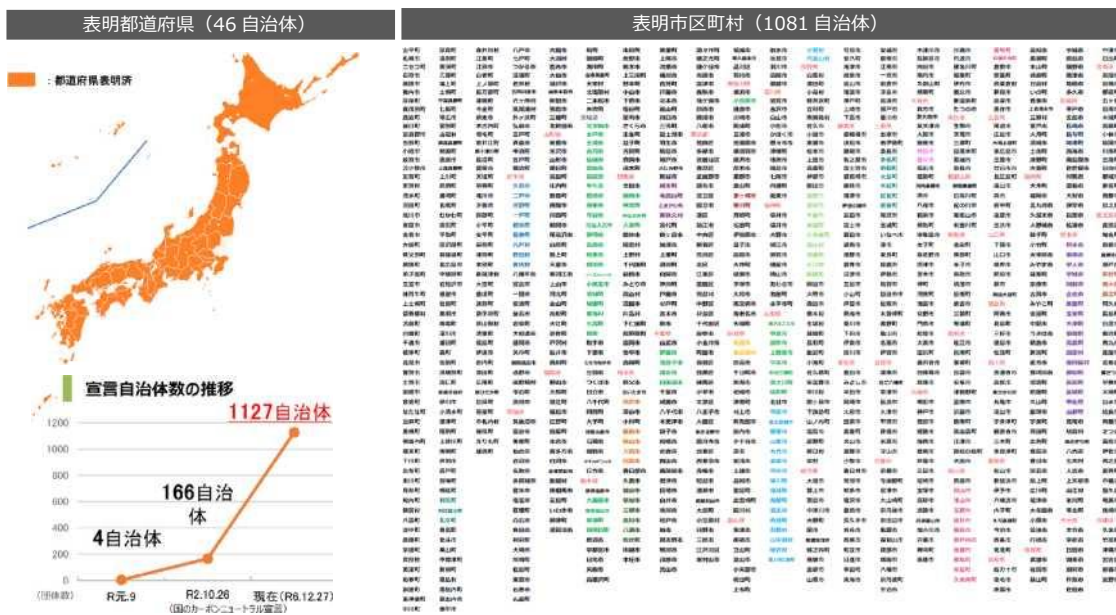


図1 2050年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体 (2024年12月27日時点)

出典：環境省（2024）「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」
 <<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

2. 基本的事項

(1) 目的

紀宝町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「紀宝町事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、紀宝町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

紀宝町事務事業編の対象範囲は、紀宝町全ての事務・事業とします。なお、対象範囲の詳細は参考資料を参照してください。

(3) 対象とする温室効果ガス

紀宝町には下水処理施設や麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院が存在しないため、CH₄やN₂O等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、紀宝町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

紀宝町事務事業編が対象とする計画期間については、2030年までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、2025年度から2030年度末までを計画期間とします。

項目	年 度								
	2015	・・・	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
期間中の事項	基準 年度			計画 開始					目標 年度
計画期間				→					

図2 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置づけ

紀宝町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体
実行計画（事務事業編）として策定します。また、地球温暖化対策計画及び紀宝町総
合計画に即して策定します。

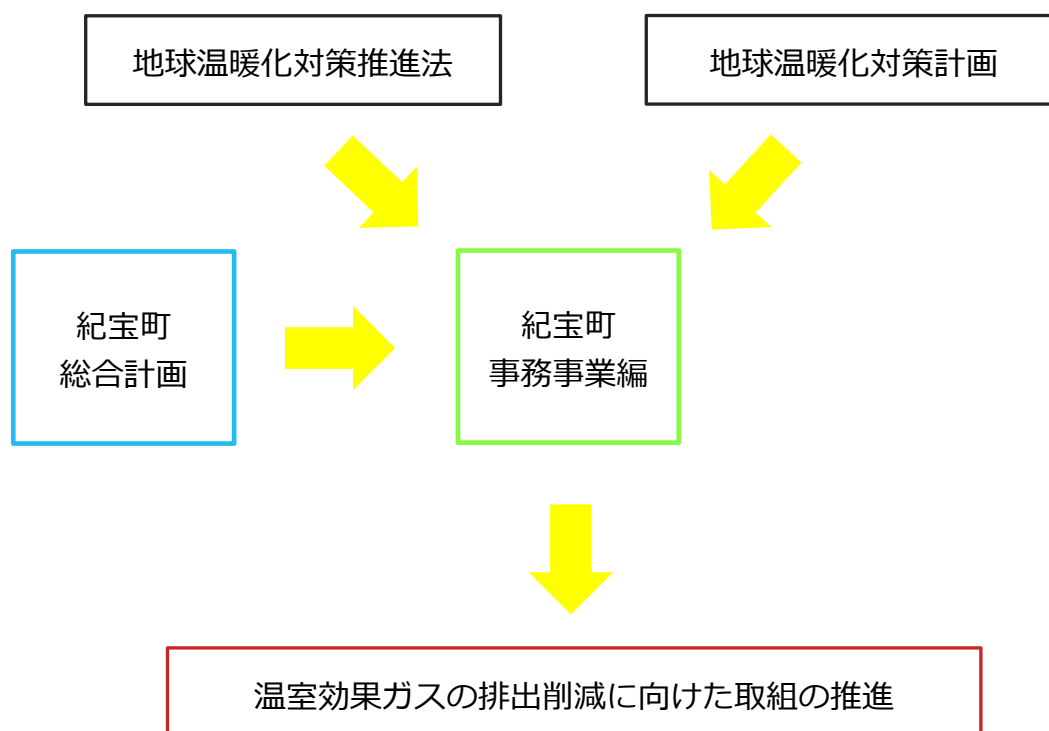


図3 紀宝町事務事業編の位置づけ

4. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

紀宝町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2015年度において、1,689t-CO₂となっています。過去からの推移を見ると、近年は減少傾向にあります。

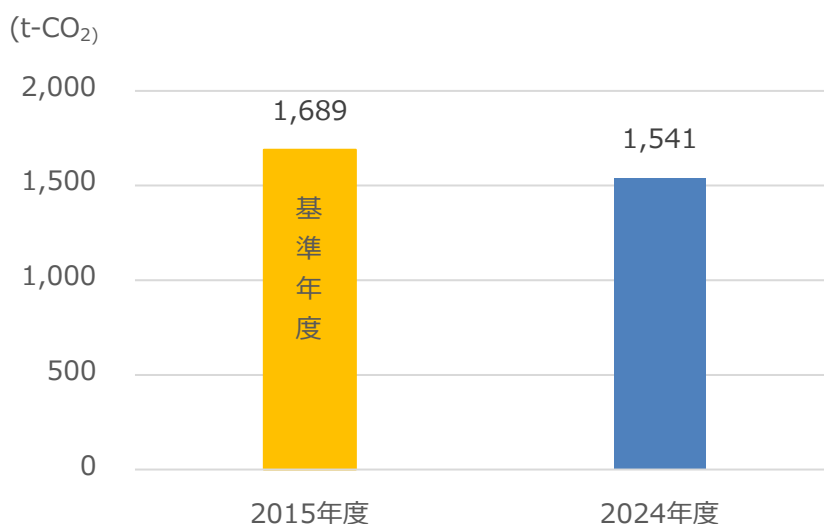


図6 紀宝町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

施設別では、水道施設が全体の約50.0%を占め、次いで小中学校16.0%、役場庁舎10.0%となっています。

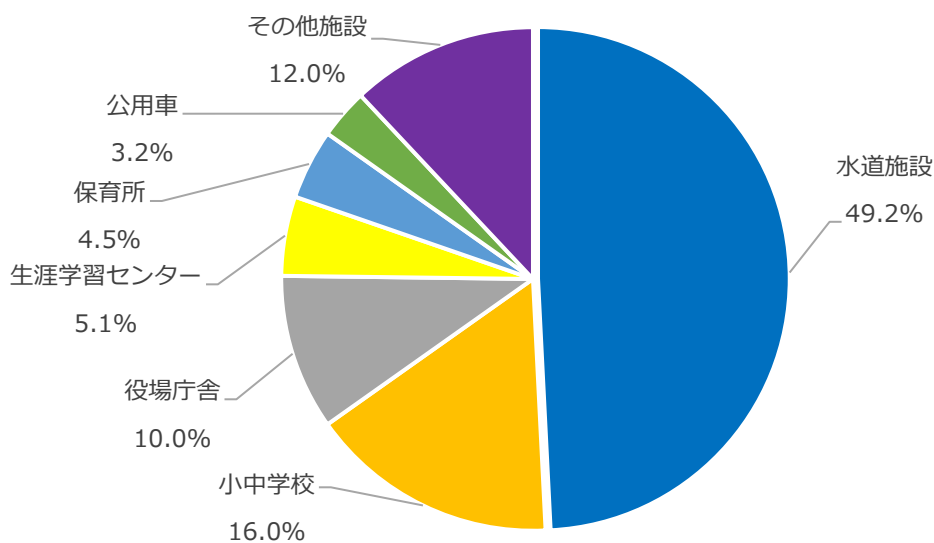


図7 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合 (2015年度)

また、エネルギー種別では、電気が全体の約 90%を占め、次いで軽油 10%、LPG2.9%、ガソリン 2.8%となっています。

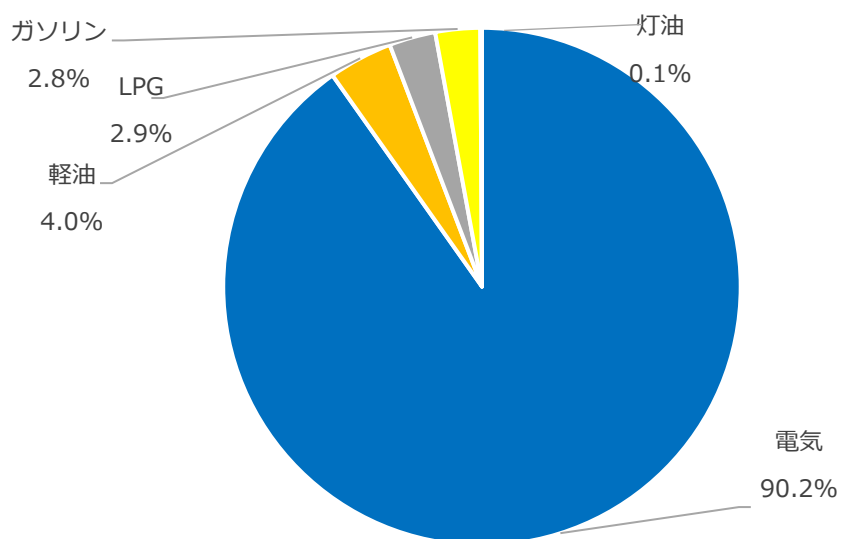


図8 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2015年度）

(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

紀宝町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因を、施設別で分析しました。

① 公共施設

増加要因

- ▶ 記録的猛暑に伴うエネルギー消費量の増加
- ▶ 鵜殿保育所規模拡大によるエネルギー消費量の増加

減少要因

- ▶ 公共施設への LED 照明の導入による電気消費量の減少
- ▶ 生涯学習センター等への太陽光発電設備の導入による再生可能エネルギーの利用量増加

② 学校

減少要因

- ▶ 鵜殿小学校や相野谷中学校等への太陽光発電設備の導入による再生可能エネルギーの利用量増加

③ 公用車

増加要因

- ▶ 所有台数増による燃料消費量の増加

④ 水道施設

- ▶ 桐原浄水場整備によるエネルギー消費量の増加

(3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

紀宝町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題を施設別に示します。

① 公共施設

地球温暖化により猛暑日が増加しており、エネルギー消費量は増えることが予想されます。電気や燃料の利用に伴うCO₂排出量を減少させるための取り組みが必要です。

② 学校

熱中症対策や避難所対策として、今後、体育館にエアコンを設置するなど、新たな電気の需要の発生が見込まれます。電気の利用に伴うCO₂排出量を減少させるための取り組みが必要です。

③ 公用車

公用車の利用が増加するとともに、管理台数も増えていることからCO₂排出量が増加しています。公用車の更新にあたっては、電動車(EV・FCV・PHEV・HV)へ代替することでCO₂排出量を減少させることができます。また、利用者へのエコドライブの徹底や公用車の利用頻度を下げるような仕事の進め方にシフトすることも必要です。

④ 水道施設

安全・安心の飲料水を供給するため、施設を24時間稼働させる必要があることから、町のCO₂排出量の約半数を占めています。電気の利用に伴うCO₂排出量を減少させるための取り組みが必要です。

5. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、紀宝町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2015年度）比で46%削減することを目標とします。

表3 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2015年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	1,689t-CO ₂	913t-CO ₂
削減率	—	46%

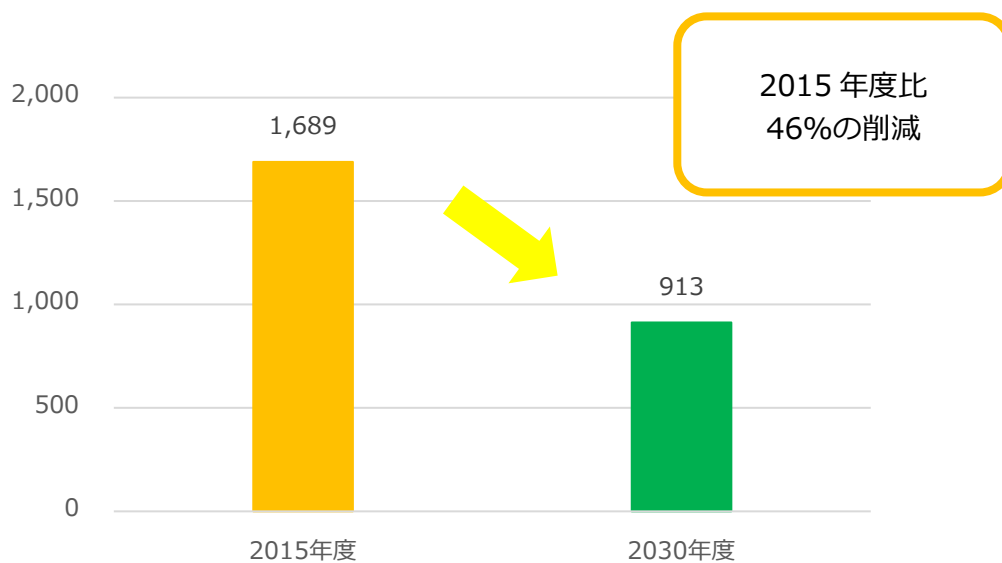


図9 温室効果ガスの削減目標

6. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である。電気使用量やガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

(2) 具体的な取組内容

政府実行計画では、表4に示された取組が示されています。紀宝町においては、「太陽光発電の最大限の導入」、「電動車の導入」、「LED照明の導入」を重点的な取組として位置づけます。

表4 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030年度までに設置可能な町保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、2040年度までに100%設置を目指す。ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。また、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立等）を踏まえて導入目標を検討する。
電動車の導入	公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。
LED照明の導入	既存設備を含めた全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については、原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指す。また、2030年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の3R+Renewableを徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ▶ ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるように運転方法を調整します。
- ▶ 冷房は室内温度 28℃、暖房は室内温度が 20℃を目安として設定します。
- ▶ 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

② 施設設備等の更新

新たに施設整備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- ▶ 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- ▶ 役場庁舎を含む町有全施設の照明の LED 化を進めます。
- ▶ 街路灯・防犯灯の LED 化を進めます。

③ グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮型契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- ▶ グリーン購入法に基づいた物品等の調達を進めます。
- ▶ 温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達を目指します。
- ▶ 用紙の節減や節水、ごみの減量に取り組みます。

④ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- ▶ 2030 年度までに設置可能な建築物（敷地含む）の約 50%以上に太陽光発電の導入を目指します。
- ▶ 発電した電気の有効活用や災害時対応も考慮した蓄電池設備の導入を進め、電力レジリエンスの強化に努めます。

⑤ 電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入

公用車を更新する際には、電動車（EV・FCV・PHEV・HV）を優先的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減に努めます。

なお、電動車とは電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）のことです。

⑥ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電、廃棄物の減量化等の取組を定着させます。

- ▶ 地球温暖化対策等に関する職員研修や情報提供を定期的に行います。
- ▶ 地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組みます。
- ▶ 不要な照明を消灯し、電気製品は省エネモードの設定やこまめに電源を切ります。
- ▶ 空調は運転時間や適正な設定温度を心がけます。
- ▶ 公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。
- ▶ クールビズ・ウォームビズを推進します。

⑦ 職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

- ▶ 計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- ▶ 事務の見直しによる残業の削減や有給休暇の計画的消化を推進します。
- ▶ テレワークの推進や Web 開始システムの積極的な活用を進めます。
- ▶ オンライン電子申請や電子決裁などのペーパーレス化を進め、事務のオンライン化・電子化を推進します。

(3) 温室効果ガスの吸収作用の保全

温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化措置として、森林吸収源対策の推進があります。本計画における温室効果ガス排出量の算定に含めることはできませんが、町面積の約76%(6,074ha)が森林面積であることから、以下の保全対策に取り組みます。

※参考：スギ1haの年間二酸化炭素吸収量 8.8t（林野庁資料より）

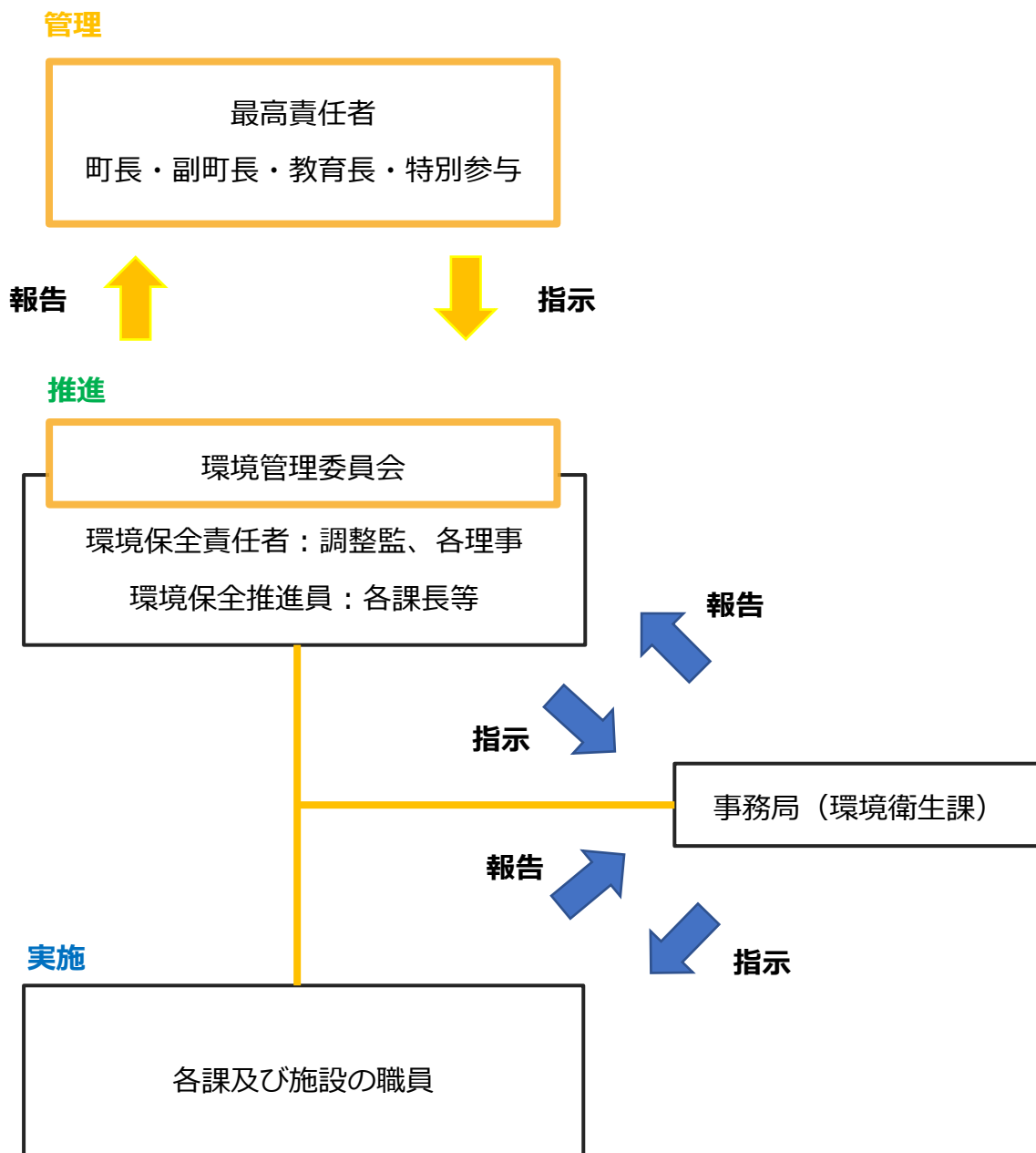
①健全な森林の整備

- ▶ 計画的な森林の間伐による保全・育成を推進します。
- ▶ 林道整備等の保全活動を行う際には、自然環境の保全に配慮して整備します。

7. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

紀宝町事務事業編を推進するために、以下の実施体制を組織し、取組を着実に推進します。



10 紀宝町事務事業編の推進体制削

(2) 点検・評価・見直し体制

紀宝町事務事業編は Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の 4 段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対する PDCA を繰り返すとともに、紀宝町事務事業編の見直しに向けた PDCA を推進します。

① 毎年の PDCA

紀宝町事務事業編の進捗状況は、推進委員が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して委員会に報告します。委員会は毎年 1 回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内における PDCA

委員会は毎年 1 回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2026 年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2027 年度に紀宝町事務事業の改定を行います。

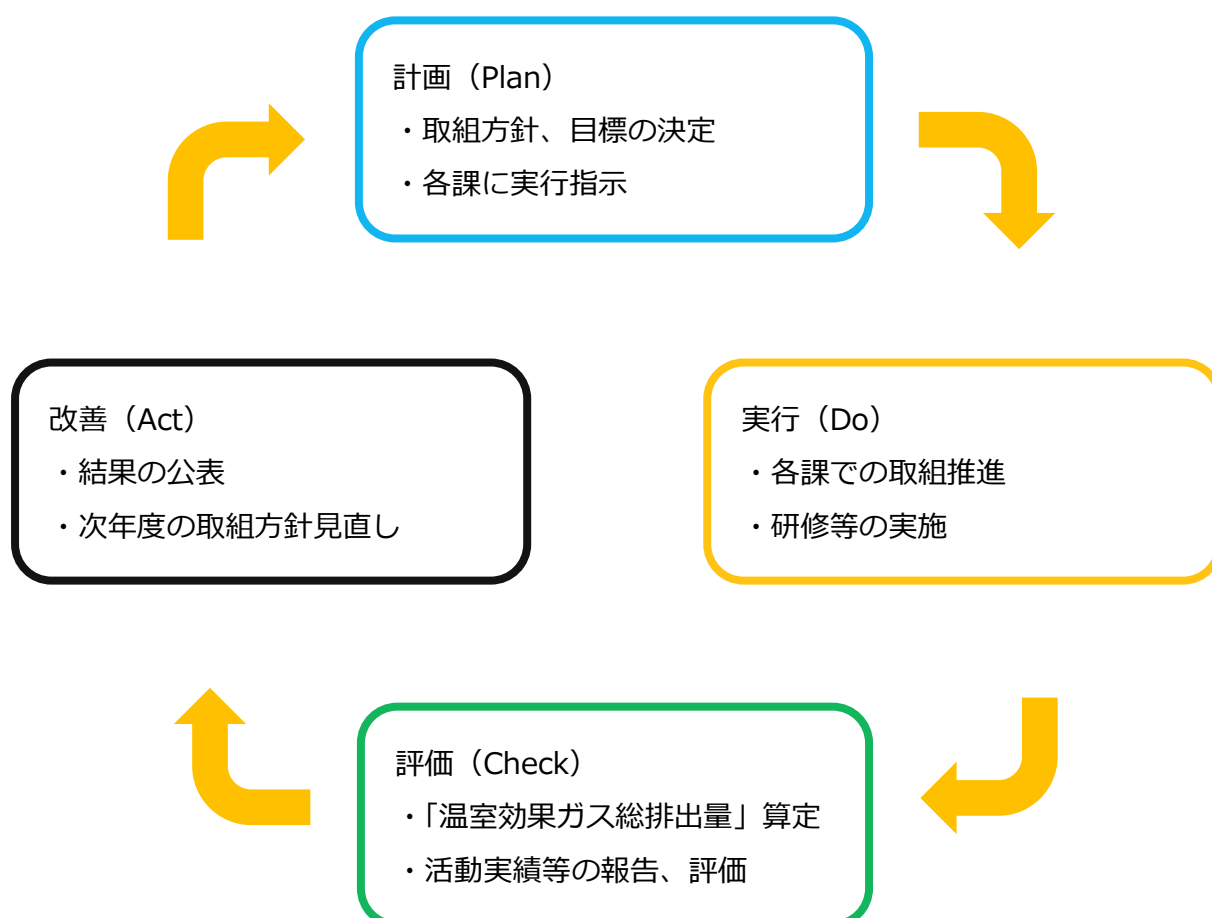


図 11 毎年の PDCA イメージ

(3) 進捗状況の公表

紀宝町事務事業編の進捗状況は、紀宝町の広報紙やホームページ等で毎年公表します。